

あおば新聞（臨時号）

この度、日本国内におけるダイヤモンド・プリンセス号内の新型コロナウイルス感染の報道以降、全国で緊張が高まる中、直近では全国的な小・中・高校の3月いっぱいの休校要請が発信されたことで、事業主の皆様におかれましては、従業員の方のご家庭の事情も受け、日々対応に追われているかと存じます。

本当に大変なことになりました。各分野にて事業主の皆様を支援する施策が発信されている中で、労務関連の政府施策に関して、最新情報をあおば新聞の臨時号で皆様にお届けさせていただきます。

以下のことは厚生労働省が発表しております、**①新型コロナウイルス感染症の影響を受け、②社員を休業させた場合に受けられる、『雇用調整助成金』**についての現状のご案内です。

～ 雇用調整助成金について ～

この助成金は、景気の変動、産業構造の変化などに伴う経済上の理由によって事業活動の縮小を余儀なくされた事業主が、一時的に休業等（休業および教育訓練）または出向を行って労働者の雇用の維持を図る場合に、休業手当、賃金などの一部を助成するもので、助成率は事業主の負担額に対して、**中小企業2/3、中小企業以外1/2を助成するもの**です。

令和2年2月14日より、新型コロナウイルス感染症の影響を受け、厚生労働省より雇用調整助成金の特例が実施され**令和2年2月28日**新型コロナウイルス感染症の深刻化を受け、厚生労働省は**対象事業主拡大を発表**しました。拡大内容について下記に一部抽出いたしました。

[拡大後の対象事業主の範囲]

新型コロナウイルス感染症の影響を受ける事業主

※ これにより、日本人観光客の減少の影響を受ける観光関連産業や、部品の調達・供給等の停滞の影響を受ける製造業なども幅広く特例措置の対象となります。

前年同期に比べ売上げが10%以上減少している事業主

[特例措置の内容]

休業等計画届の事後提出が可能とされます。

通常、休業等の計画届は事前申請ですが、2020年1月24日以降の休業等の計画届については、事後提出（2020年5月31日まで）が可能です。

～ 小学校等の臨時休業に伴う保護者の休暇取得支援について ～

『雇用調整助成金』とは別に、3月2日付で、新たな助成金制度の創設が発表され、概要は次のとおりです。さらなる詳細については今後検討が進められることになっています。

臨時休業した小学校等（※）に通う子の世話をを行う労働者に対し、令和2年2月27日～3月31日の間に、年次有給休暇とは別に有給の休暇を取得させた事業主に対して、休暇中に支払った賃金相当額×10/10（大企業、中小企業ともに1日8,330円が上限）を支給。

※小学校等：小学校、義務教育学校（小学校課程のみ）、特別支援学校（高校まで）、放課後児童クラブ、幼稚園、保育所、認定こども園等。

刻々と状況が変化し、事業主の皆様もご不安かと存じます。専門外の助成金等についても、該当の専門に確認させていただくこともございますので、都度、あおば事務所までご相談ください。

